

『流山市史研究』投稿規定

1 目的

この規定は、『流山市史研究』（以下「本誌」）への投稿に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 編集方針

- (1) 本誌は、流山を中心とした地域の歴史・民俗・産業・自然等に関する研究成果を掲載し、学術ならびに文化の発展に寄与することを目的として発行する。
- (2) 本誌に掲載する原稿及び編集にあっては、裏付けのある論考、高い専門性、明快な論理性を保つとともに、全体的に読みやすいものとなるよう留意し、市民にとって有意義なものでなければならない。
- (3) 本誌に掲載する原稿は投稿規定及び原稿執筆要領に沿ったものとする。ただし、流山市立博物館から依頼した原稿、教育委員会主催事業による原稿はこの限りではない。投稿は、3で定める原稿に関する規定により掲載する。
- (4) 本誌に掲載する原稿は、流山市史編さん審議会に意見を求めた上、教育委員会が採否を決定する。ただし、掲載にあたっては、投稿者に原稿の修正や補筆、文章表記の統一、調整を要請する場合がある。

3 原稿に関する規定

(1) 原稿の区分

ア 本誌に掲載できる原稿は、2の趣旨に合致し、投稿規定に沿う、学術論文・研究ノート・資料紹介等である。

イ 市民より投稿された原稿は学術論文・研究ノート・資料紹介のほか、「市民投稿」として掲載する場合がある。この場合、学術論文・研究ノート・資料紹介等と明確に区別できるよう適切な名前をつけて掲載する。

ウ 原稿の区分は流山市史編さん審議会に意見を求めた上、教育委員会が決定する。

(2) 原稿の分量

ア 学術論文・研究ノート・資料紹介等の原稿の分量は、写真・図版等を含めて400字詰め原稿用紙換算で20～40枚程度と

する。

イ 「市民投稿」原稿の分量は、写真・図版等を含めて400字詰め原稿用紙換算で10枚程度とする。

(3) 本誌に掲載できる原稿は未発表のオリジナル原稿とする。

(4) 写真・図版等の許諾

ア 写真・図版その他を転載して使用する場合や資料を掲載する場合は、投稿者がその許諾などの手続きを完了していることとする。

イ 使用許諾等の手続きがあった場合は、その許諾等の写しを併せて提出する。

(5) 原稿は電子データ及びプリントアウトしたものを提出する。なお、提出された原稿は返却しない。

(6) 執筆者校正は初校までとする。

(7) 掲載原稿の執筆者には掲載誌5冊を贈呈する。執筆謝礼は支払わない。

(8) 本誌掲載の著作権は発行者である流山市教育委員会に帰属する。